

大規模災害対策規程

第1章 総則

(目的)

この規程は、一般社団法人日本臨床検査振興協議会（以下「この法人」という）において、大規模災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模事故により生ずる被害が発生した場合）が発生した際、会員間の連携を促進することにより、行政等と連携し医療機関の要請に応え、国民の安全を確保するとともに、健康を維持することを目的とする。

(基本方針)

- 第1条 この法人は、大規模災害が発生した場合に備え、平常時から必要な準備を行うとともに、大規模災害が発生した場合においては、次の必要な対策を実施するものとする。
- 2 この法人は、社会的責任を果たすため、行政、関連団体および関連機関等の要請に応じ会員間の情報共有と連携を促進し対応する。

第2章 平常時における準備

(この法人が行う準備)

- 第2条 この法人は、災害対策に関する基本方針に基づき、行政、関連団体および関連機関等と連携して効果的な救援・支援活動を行うために予め会員間で連携体制を構築する。

(啓発活動)

- 第3条 この法人の事務局は、会員と協力し大規模災害に対する意識を日常から喚起するとともに、必要な連携体制を整備し、これを関連団体に広報、周知を推進する。

第3章 大規模災害発生時における体制

(大規模災害対策委員会の招集)

- 第4条 大規模災害対策委員会委員長は、[EMIS（広域災害救急医療情報システム）](#)にて全国の状況を把握・確認し、大規模災害対策委員会の招集の検討を開始し、次に掲げる場合においては、大規模災害対策委員会を招集する。

- (1) 大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

- (2) 行政等、関係機関より、応急復旧対策の要請があった場合
- (3) その他、この法人の理事長が必要と認めた場合

(大規模災害対策委員会の組織)

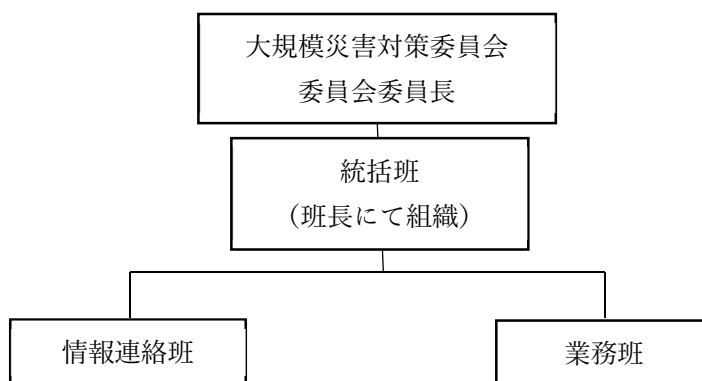
第5条 大規模災害対策委員会は、委員長および会員団体より推薦されたものにより組織する。

- 2 委員長は、委員会を統括し指揮監督する。
- 3 委員長は必要に応じて副委員長を任命でき、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。ただし、委員長、副委員長が不在の場合は委員会事務局が暫定委員長を務める。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、会員と連携し情報収集を行う情報連絡班と、支援物質、人員派遣等の調整を行う業務班を組織する。

- 2 情報連絡班は委員会委員により構成し、この法人の業務機能の維持、災害発生直後の情報収集、広報活動の推進に努める。
- 3 業務班は委員会委員により構成し、関係機関等からの応急復旧対策の要請に対応するため、関係機関等や会員の緊急窓口担当者及び関連他団体との連絡調整及び支援 窓口業務に努める。



(災害協定等に基づく業務要請)

第7条 この法人に対し災害協定締結機関等より応急復旧業務対応の要請があった場合は、本規程に定められた事項に基づき大規模災害対策委員会が対応する。

第4章 災害支援

第8条 行政との意見交換等、情報連絡班の情報を基に、要請に対する支援実績、進捗情報を密に行う。

(支援員の確保及び派遣)

第9条 支援員とは、被災地において臨床検査機能の維持および被災地の医療救護活動の支援の役割を担う臨床検査技師等をいう。

2 本派遣に関しては、日本臨床衛生検査技師会の災害支援対策マニュアルに基づき行う。

(臨床検査機器・体外診断用医薬品の災害支援活動)

第10条 この法人は、会員と協力し医療の機能復旧、維持のために、医療機器公正競争規約に準じ激甚災害指定された場合、情報収集班の情報に基づき、次に定める物品を支援提供ができる。

- (1) 体外診断用医薬品
- (2) 臨床検査用医療機器
- (3) 臨床検査用医療機器を運用するために必要とする消耗品等

第11条 激甚災害指定の場合は、日本臨床検査薬協会（以下、「臨薬協」という）が窓口となり、支援要請および調達情報の集約を行う。それ以外の場合は、臨薬協会員企業へ情報伝達の役割を担う。

- (1) 臨床検査機器、診断用医薬品の調達は、収集された被災地の要望に則り、臨薬協会員事業者の協力により、調達、現地への物流手配を実施する。
- (2) 臨薬協は、平時より調達可能な物資リストを常時更新し、公開する。

(支援活動報告)

第12条 行政より「終息宣言」発信された段階で災害支援は終了とし、報告書を作成する。

第5章 補則

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

本大規模災害対策規程は2022年4月1日から施行する。